

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年10月11日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和4年10月26日から同年11月15日まで縦覧に供する。

令和4年10月21日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
まんのう町土地改良区	集落営農推進生産基盤整備事業 (農道改修事業) 片岡地区	まんのう町 建設土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 宮田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 山脇2地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 真野地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 西部1地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 西部2地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 川東1地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 川東4地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 川東5地区	〃